

最高裁秘書第2002号

平成29年5月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書開示通知書

3月2日付け（同月6日受付、最高裁秘書第861号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 高等裁判所事務局長事務打合せ配布資料目録（片面で1枚）
- (2) 高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿（片面で1枚）
- (3) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（片面で1枚）
- (4) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（裁判官の人事について）（片面で1枚）
- (5) 高等裁判所事務局長事務打合せ進行予定等（片面で1枚）
- (6) 司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員設置要綱（片面で1枚）
- (7) 平成29年3月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

高等裁判所事務局長事務打合せ配布資料目録

- 1 出席者名簿
- 2 事務打合せ席図
- 3 事務打合せ進行予定

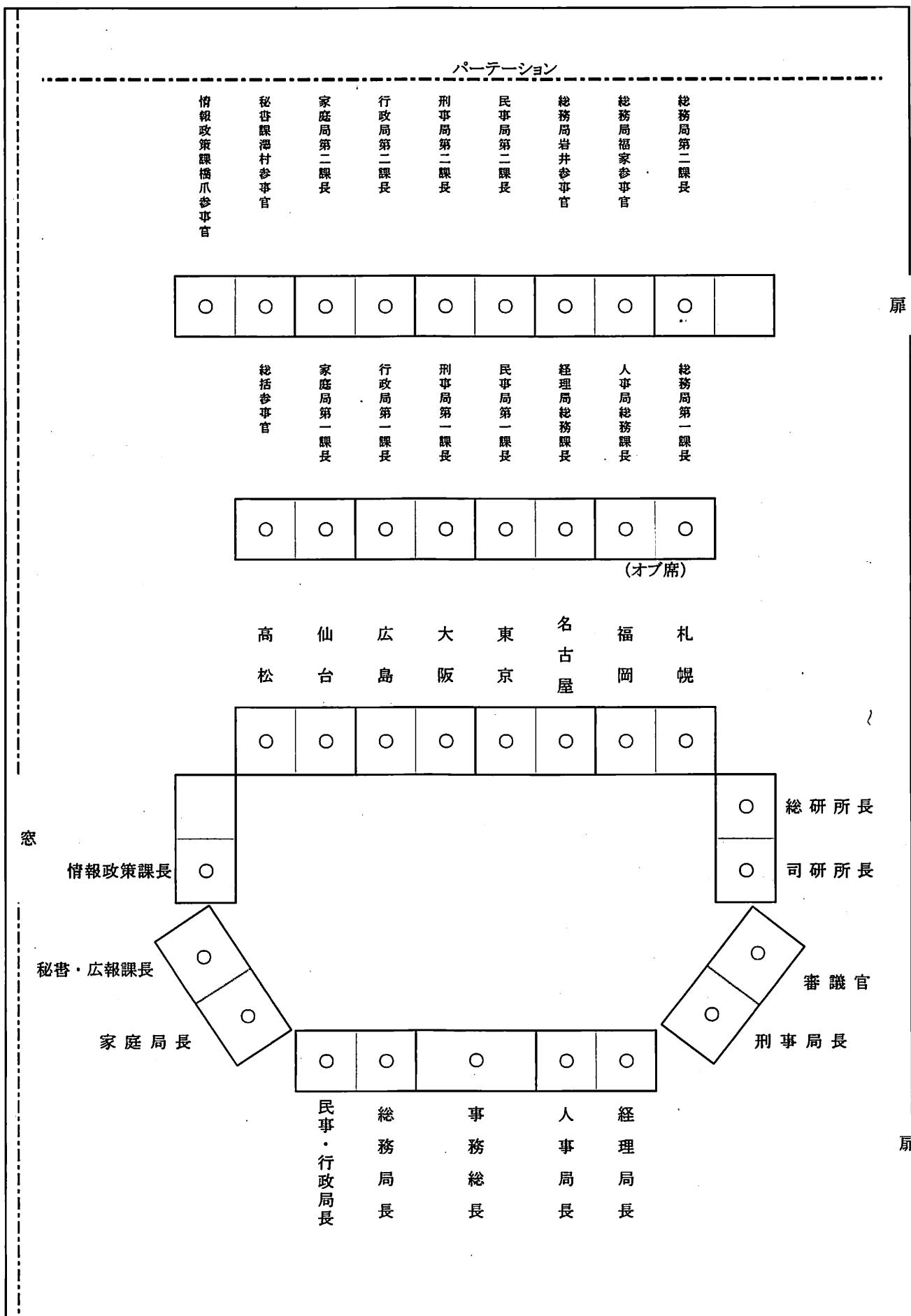
高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿

東京高等裁判所事務局長	吉	崎	佳	弥
大阪高等裁判所事務局長	井	上	直	哉
名古屋高等裁判所事務局長	森	島		聰
広島高等裁判所事務局長	友	重	雅	裕
福岡高等裁判所事務局長	安	永	健	次
仙台高等裁判所事務局長	竹	内		努
札幌高等裁判所事務局長	坂	田	威	一郎
高松高等裁判所事務局長	下	津	健	司

高等裁判所事務局長事務打合せ席図

平成29年3月3日(金)

最高裁判所中会議室



高等裁判所事務局長事務打合せ席図(裁判官の人事について)

平成29年3月3日(金)

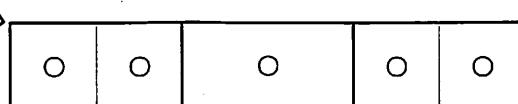
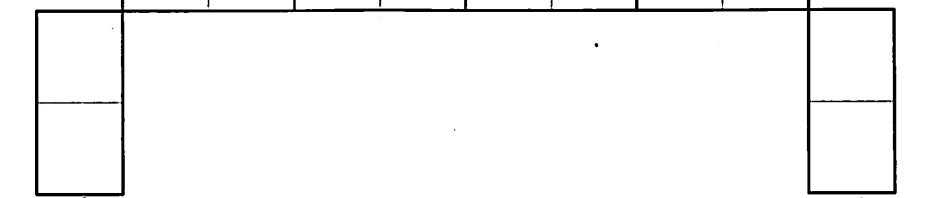
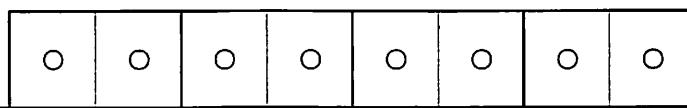
最高裁判所中会議室

パーテーション

扉

窓

高 仙 広 大 東 名 古 福 札
松 台 島 阪 京 屋 岡 幌



人事局馬場参考官

人事局任用課長

事務総長

人事局長

(司研所長)

扉

高等裁判所事務局長事務打合せ進行予定等

日時 平成29年3月3日(金)

場所 中会議室

時間(予定)	協議テーマ	出席予定者	オブ席
10:00～10:15	事務総長あいさつ	事務総長 総務局長 人事局長 経理局長 民事・行政局長 刑事局長 家庭局長 審議官 秘書・広報課長 情報政策課長 司研所長 総研所長	総括参事官 秘書課澤村参事官 情報政策課橋爪参事官 総務局第一課長 総務局第二課長 総務局福家参事官 総務局岩井参事官 人事局総務課長 経理局総務課長 民事局第一課長 民事局第二課長 刑事局第一課長 刑事局第二課長 行政局第一課長 家庭局第一課長 家庭局第二課長
10:15～12:15	1 裁判所組織の特性を踏まえた情報流通の在り方について ○ 裁判事項と司法行政事項の区別を意識した求意見の在り方 ○ 上級庁からの意見の返し方		
13:00～14:15	2 事務改善に向けた取組について		
14:15～14:45	3 事務総局からの情報提供		
14:55～15:55	4 フリーディスカッション		
16:00～17:00	5 裁判官の人事について(人事局)	事務総長 人事局長 人事局任用課長 人事局馬場参事官	—
17:45～19:15	懇親会		

司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員設置要綱

1 趣旨

司法行政事務の適正な遂行の確保のために、最高裁判所事務総局が調査又は検証を実施し、改善、是正又は再発防止のための措置を検討するに当たり、外部の有識者の意見を聴取し、その公正性及び客観性を確保する。

2 構成員

常任委員 2名

臨時委員 1名又は数名

3 概要

- (1) 最高裁判所事務総長は、司法行政事務の適正な遂行の確保のために、最高裁判所事務総局が調査又は検証を実施し、改善、是正又は再発防止のための措置を検討するに当たり、必要があると認めるときは、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員（以下「有識者委員」という。）から意見を聴取することができるものとする。
- (2) 最高裁判所事務総長は、有識者委員として、常任委員 2名を委嘱する。
- (3) 常任委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 最高裁判所事務総長は、課題の重大性、専門性等を考慮し、必要があると認めるときは、有識者委員として更に1名又は数名の臨時委員を委嘱することができる。
- (5) 臨時委員の員数及び任期は、委嘱の都度最高裁判所事務総長が定める。
- (6) 最高裁判所事務総長が意見を聴取するために有識者委員による会合を開催するときは、その議事は非公開とする。
- (7) 有識者委員に関する庶務は、最高裁判所事務総局総務局が行う。
- (8) この要綱に定めるもののほか、有識者委員に関し必要な事項は、最高裁判所事務総長が定める。

以上

平成29年3月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要

【テーマ1】

裁判所組織の特性を踏まえた情報流通の在り方について

○ 上級庁・下級庁間の情報流通の経路について

司法行政事項に関して、裁判部や訟廷から、直接、事件局に対して、情報提供や求意見の前提としての感触取り等が行われる事例がある旨の指摘がされ、このような取扱いは、事務負担が増すおそれがあるほか、責任の所在が不明確となるおそれもあることから、事務局の経路で対応していくのが本来の在り方であるとの意見が述べられ、特段の異論はなかった。

○ 司法行政として対応しなければならない事態を事務局が把握した場合の対応等について

上級庁に対して行う求意見について、日頃の問題意識等が複数の庁から紹介され、裁判事項と司法行政事項が入り組んでいる事案の求意見等については、これを行う側、回答する側双方に苦労があるとの意見が述べられた。

裁判事項と司法行政事項とが入り組んでいる事案について、裁判の独立を万が一にも侵害しない観点から、細心の注意を払う必要があるという共通認識のもと、これらを切り分ける工夫や裁判事項については求意見の対象ではない旨を注記した上で求意見をしたこと等が紹介された。

【テーマ2】

事務改善に向けた取組について

○ 適正な事務処理に向けた、現場における問題意識や取組等の継承と運用改善を継続していくための方策について

現在の事務処理状況を踏まえると、適正事務の確保に関する更なる取組が必要であること、適正事務を確保するためには、現場の職員の主体的な取組が重要であり、裁判官の関与も有効であることについては異論がなかつた。

○ 各庁における取組・工夫例や今後の取組の方向性について

適正事務の確保に向けて現場の職員が主体的に行動するようになるための工夫例として、具体的な事例を提供して考えさせること、共通の標語を定めて意識付けを図っていくことなどが紹介されたほか、職員の腑に落ちる形で情報を伝達することの重要性や適切な取組については積極的な評価を行っていく必要性なども指摘された。

また、首席等の幹部職員、主任等の管理職員の役割やその活用方法についても意見交換がなされ、最後に、現場の力を高めていく方策について引き続き議論していくことが確認された。

以 上